

魚津市告示第147号

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防訪問介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月19日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条-第44条 (略) 別表 (第6条関係) 【別記】	第1条-第44条 (略) 別表 (第6条関係) 【別記】

## 【別記】

## 別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
6 介護職員等 処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ	1月につき	所定単位× <u>270</u> /1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	1月につき	所定単位× <u>287</u> /1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ	1月につき	所定単位× <u>249</u> /1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ	1月につき	所定単位× <u>266</u> /1,000
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>207</u> /1,000
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>170</u> /1,000

備考 (略)

## 【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
6 介護職員等 処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× <u>245</u> /1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× <u>224</u> /1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× <u>182</u> /1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× <u>145</u> /1,000

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。